

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第16号

聖籠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険税条例（昭和34年聖籠町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の7.4」を「100分の8.4」に改める。

第5条中「2万4,000円」を「27,000円」に改める。

第5条の2第1号中「20,000円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「10,500円」に改め、同条第3号中「15,000円」を「15,750円」に改める。

第5条の4中「8,000円」を「9,000円」に改める。

第5条の5第1号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,250円」に改める。

第19条第1号ア中「16,800円」を「18,900円」に改め、同号イ（1）中「14,000円」を「14,700円」に改め、同号イ（2）中「7,000円」を「7,350円」に改め、同号イ（3）中「10,500円」を「11,025円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,300円」に改め、同号エ（1）中「4,200円」を「4,900円」に改め、同号エ（2）中「2,100円」を「2,450円」に改め、同号エ（3）中「3,150円」を「3,675円」に改め、同条第2号ア中「12,000円」を「13,500円」に改め、同号イ（1）中「10,000円」を「10,500円」に改め、同号イ（2）中「5,000円」を「5,250円」に改め、同号イ（3）中「7,500円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号エ（1）中「3,000円」を「3,500円」に改め、同号エ（2）中「1,500円」を「1,750円」に改め、同号エ（3）中「2,250円」を「2,625円」に改め、同条第3号ア中「4,800円」を「5,400円」に改め、同号イ（1）中「4,00

0円」を「4,200円」に改め、同号イ(2)中「2,000円」を「2,100円」に改め、同号イ(3)中「3,000円」を「3,150円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,800円」に改め、同号エ(1)中「1,200円」を「1,400円」に改め、同号エ(2)中「600円」を「700円」に改め、同号エ(3)中「900円」を「1,050円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の聖籠町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。